

掲示期間3.28-4.6

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟市長 中原、ハ一

新潟市規則第15号

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則（平成8年新潟市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別記様式第4号によるごみ集積場設置届出書」を「別に定める届出書」に改め、同条第2項中「ごみ集積場を」の次に「変更又は」を加え、「別記様式第5号によるごみ集積場廃止届出書」を「別に定める届出書」に改める。

第7条の3中「別記様式第5号の2」を「別記様式第5号」に改める。

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記様式第1号から別記様式第4号まで 削除

別記様式第4号及び別記様式第5号を削り、別記様式第5号の2を別記様式第5号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。